

文藝的著作物の引用についての見解

平成十九年七月三日

社団法人 日本文藝家協会

文芸家は、時に自作のなかに他人の著作物の一部を引用し、また時には他人によって自作が引用される。その際、どのような処理がなされていけば著作権法に言う「適法な引用」となるか。

この問題については、著作権法の規定の解釈が必ずしも明確でないため、著作権法上、適法とされる解釈が、文芸家間の慣行と合致しない場合もあつて、紛争の原因となる事が稀ではなかった。そこで日本文藝家協会は、引用についての検討会を三度にわたつて開き、法律専門家の意見も聞いて、以下のような見解をまとめた。

一・著作権法上の規定

引用について規定した著作権法の条文は、三二条の一項と四八条の一項、二項である。

三二条一項 ——

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」

四八条一項 ——

「1. 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」

一 (略)

二 (略)

三 第三二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合（以下略）

2. 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。」

右の規定に照らして、著作権法上、適法な「引用」というためには、以下の五つの要件を満たさなくてはならない。

- ① 著作権法上の「引用」であること。
- ② 引用される著作物は公表されたものに限られること。
- ③ 引用が「公正な慣行に合致する」こと。

④引用が「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」であること。
⑤四八条に定める「出所明示」を伴うこと。

①～⑤の内容を詳述すると次の通りになる。

①著作権法上、「引用」とは何か。

最高裁判所は一九八〇年三月二十八日の判決で、「引用にあたる」というためには引用する著作物と引用される著作物との間に「主」と「従」との関係があること、引用される著作物の中で明瞭に区別されていることが必要である、との判断を示した。この「主従関係」と「明瞭区別性」という二つの要件が満たされない限り、「適法な引用」とは言えない。

②引用できる著作物は公表されたものに限られること。

著作者や著作権者には、日記、書簡、或いは不満な草稿等、公表したくない著作物もあり得る。それ等を許諾なしに引用することはできない。

③引用は「公正な慣行」に合致するものでなければならないこと。

この場合の「公正な慣行」とは何か。「世の中で著作物の引用行為として実態的に行われており、かつ、社会感覚として妥当とみられるもの」とされる。具体例としては、

イ・報道の材料として著作物を引用する場合。

ロ・自分の学説を展開するために、自説を裏づけし、補強するために他人の著作物を引用する場合。

ハ・他人の学説や考え方を論評するために、他人の著作物を引用する場合。

ニ・小説の中に、その時代状況を説明し把握させるために他人の詩歌等を引用する場合。などが挙げられる。

④「引用の目的上正当な範囲」とは何か。

研究、評論、評伝、伝記の類では、著者の見解を説明するために必要であれば、引用の長さに制限はない。ただし対象となる既発表の文学者の作品を次々に取り込み、繋ぎの文章だけを作者が書いたような場合は「正当な範囲」の引用ではなく、適法な引用とは言えない。

⑤出所明示について

出所明示は、引用した作品名と著作者名を誌す。短歌・俳句については、子規、虚子のように俳号だけで特定される俳人も存在するが、本名以外の雅号・俳号等だけでは特定できない場合も少なくないので、筆名のフルネームを記載することが望ましい。短歌・

俳句の場合、その収録書名を省略することは認められる。小説・評論等の場合、作品名があれば「全集」「短編集」「アンソロジー」名等を省略することもできる。

右の①～④の要件を満たしている正当な範囲内の引用で、出所明示を明確に行なえば、引用に当たって原著作者の了解を得る必要はない。

二. 散文作品と短詩型作品

短歌・俳句、それに現代詩を含む短詩型作品の引用については、散文作品の引用と区別して考えることが妥当である。

その理由に以下の点が挙げられる。

①短歌・俳句については、散文作品とは違った慣行が伝統的に確立されていること。

その典型的な例が俳句歳時記にみられる。歳時記に多数の作者の作品を収録するとき、収録される作者の許諾を必要としない、ということが長年の慣行となっている。ただし、特定の一人或いは数人だけの作品から成る歳時記は、一般の歳時記とは違い、アンソロジーとみるべきであって、収録される著作権者の許諾を得なくてはならない。

②日本国語大辞典にみられるように、国語辞典等において語句を解説するための用例・文例として散文作品等の一部、短歌・俳句が収録されることも慣行となっている。このような国語辞典等に短歌・俳句を収録する場合には、その著作者名があれば出典を省略することも許容される。

③他人の著作物である散文作品の全部を自己の著作物に引用することは、通常はあり得ない。その結果、引用される著作物と引用する著作物の間で、主従の関係は明瞭な形で示される。ところが短詩型作品の場合は、他人の著作物を完全な形で引用することがきわめて容易であり、引用された作品とその評釈・鑑賞との間では、主従の関係が曖昧になりやすい。

新聞のコラムの冒頭や末尾に俳句を引用する例がしばしば見受けられる。そうした場合、その引用が適法かどうかを判断するには、(一)文章と引用された句との間に関連性があるかどうか、(二)その句を本文中に組み込んだ文章とした場合にも同じ趣旨になるかどうか、が基準となる。この考え方は、短歌や詩の一部引用にも適用される。

コラム形式で冒頭に短歌または俳句を掲出し、それに比較的短い鑑賞ないし批評を付したものにおける短歌・俳句の引用を適法とみるかどうかについては、まだ法律上は議論の余地があるが、批評・鑑賞の意が明確な場合は許容されるべきである。

④著名な短歌や俳句を冒頭に掲出し、その鑑賞或いは批評を記述した名歌・名句鑑賞と

いった文章を、雑誌などでよく見かける。その歌や句の背景となった時代における作者の生活や心境を説明したり、作品或いは作者の姿勢に対する批判を誌した場合、適法な引用と言えるかどうかについては③項で述べた通り、掲出した短歌・俳句が、冒頭でなく、筆者の鑑賞・批評の本文の中に取り込まれていても、その趣旨・論評に変わりがないのであれば、適法な引用と考えられる。

ただし、一つの歌集や句集からたくさん短歌や俳句を抜き出し、その作品が詠まれた年代や、収録歌・句集名を誌した程度では、適法な引用とは言えない。またグラフ誌などで、短歌や俳句を掲載したのと同じページに、短歌・俳句の詠まれた場所の写真を掲載し、短歌・俳句とは直接関係のない地誌的な説明を加えたものは、同様に適法な引用とは言えない。

⑤許容される範囲内の適法な引用であっても、新聞・出版社等としては、このように利用したという通知と掲載紙・誌を著作権者に送付する慣行が確立されることを文芸家としては強く要望する。

三．法律家の意見と文芸家の考え方

どのような引用を適法と考えるかについて、法律家（法律学者及び弁護士・裁判官等の法律実務家）の意見と文芸家の考え方には、時に乖離がある。例えば作者の許諾なしで俳句を歳時記に掲載することを違法と考える法律家があり、出所明示についても、作者名、作品名ばかりでなく、収録書名まで誌すことが必要と考える法律家もある。

しかしそれらを適法と見なす文芸家の側にはそれなりの理由があるのが普通だから、事情を十分に説明して裁判所を説得すれば、文芸家の立場が法律的にも正当化されるであろう。そのような努力によっても、現時点において法解釈で救われない問題については、利用者との話し合いにより、望ましい文芸著作物の利用のあり方を創り出してゆき、更に法律改正の要望も視野に入れなければならない。このことは、日本文藝家協会が持続して検討していく課題である。